習志野市建設工事等緊急時対応マニュアル

平成３１年２月２０日策定
習志野市契約検査課

第１　目的

本マニュアルは、本市が発注する建設工事等における緊急時に際して、発注者及び受注者双方が迅速かつ適切な対応に努め、事故の再発防止の徹底を図ることを目的とする。

第２　緊急時とは

本市が発注する建設工事等において発生した「事故」を対象とする。

第３　想定される事故は、次のとおりとする。ただし、これ以外についても緊急時対応が必要な場合については、適宜発注者及び受注者の連携により、本マニュアルに則した調整を図ることとする。

①工事関係事故

工事現場内及び工事現場に隣接する場所において、工事の施工に起因して工事関係者に死亡者、負傷者等の被害を生じさせた案件。

（工事関係者に死傷者等は発生していないが、建設機械が転倒・転落した場合も含む）

②公衆損害事故

第三者に死亡者、負傷者等の被害及び物的損傷を与えた案件。

（現道上で工事を施工中に一般通行車輌が原因となって工事関係者に死亡者、負傷者等の被害が生じた場合（いわゆる「もらい事故」）、も含む）

③その他

工事関係作業に起因して、交通等の遮断又は危険物の流出等を伴うこと等により、市民生活等に支障を来たすなどの恐れがある案件。

第４　緊急時の対応

受注者は、工事現場等で事故が発生した場合は、人命救助及び二次災害の防止を第一として現場において必要な措置を講じるとともに、このマニュアルに基づき監督職員へ緊急連絡をする。

第５　事故発生の速報

受注者は、事故が発生した場合は、速やかに工事担当課に直ちに電話で連絡するとともに、ファクス又は電子データ等の手段で事故速報（様式）を提出する。

２　工事担当課は、事故速報の提出を受けたときは、速やかに契約検査課に事故速報の写しを送付する。また、その後必要に応じて事故等により市民生活等への影響が出る恐れのある庁内関係各課への連絡調整を図ることとする。

第６　事故報告

受注者は、事故の応急措置終了後、監督職員に対し指示を受けた期日（概ね１週間を目安に）までに事故報告（様式）を提出する。ただし、極めて軽微な事故で工事担当課が必要無いと認めた場合は、報告書を省略できる。

２　工事担当課は、事故報告の提出を受けたときは、速やかに契約検査課に事故報告の写しを送付する。

第７　事故等再発防止対策

受注者は、事故等の発生原因を究明し事故の再発防止に向けた対策を講じるとともに作業員への安全教育を再度徹底する。

第８　その他

災害発生時においても同様の対応とする。